

飛騨市生涯学習サークル等データベース事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生涯学習・社会教育活動を支援するため、生涯学習活動等を行っている団体・サークルに関する情報（以下「団体・サークル情報」という。）を登録し、市民に登録情報を提供する飛騨市生涯学習サークル等データベース事業（以下「生涯学習サークルバンク」という。）の実施について必要な事項を定め、もって生涯学習の推進に寄与することを目的とする。

(団体・サークル情報)

第2条 この要綱において「団体・サークル情報」とは、市民が生涯学習を行う上で必要な情報が得られる市内で生涯学習活動等を継続的に行っている団体・サークルの情報であって、飛騨市教育委員会事務局生涯学習課長（以下「生涯学習課長」という。）が適当と認めたものをいう。

(登録手続及び期間)

第3条 生涯学習サークルバンクに登録をしようとする者は、飛騨市生涯学習サークル等データベース登録申込書（別記様式）を生涯学習課長に提出しなければならない。

2 生涯学習課長は、登録申込書の提出があった場合において適当と認めたときは、登録を行うものとする。

3 登録期間は、登録日の属する年度の末日とする。ただし、登録された団体・サークル（以下「登録者」という。）から取消しの申出がないときは、1年ごとに自動更新するものとする。

(登録情報の公開)

第4条 生涯学習課長は、市民の要請に応じるため、生涯学習サークルバンクの登録者に関する情報を公開するものとする。ただし、登録者が一般への非公開を申し出た部分については、公開しない。

(閲覧、訂正等の申出)

第5条 生涯学習課長は、登録者から団体・サークル情報の閲覧、訂正、利用、抹消等の申出があったときは、これに応じなければならない。

(登録の抹消)

第6条 生涯学習課長は、登録者が、生涯学習団体・サークルとしての機能を失ったとき、又は生涯学習団体・サークルとしてふさわしくない行為をしたときは、その登録を抹消

することができる。

(適正管理)

第7条 生涯学習課長は、団体・サークル情報が適正に管理され、保護されるよう必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。